

平成28年度 焼却施設の維持管理に関する記録

仲善クリーンセンター

1 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

種類	可燃ごみ(家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物)													
区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
1号炉	焼却量	t	550.2	500.3	640.6	501.4	545.9	535.7	556.0	565.9	535.1			4,931.1
2号炉	焼却量	t	600.0	509.8	627.3	518.4	568.7	547.2	555.8	508.3	393.9			4,829.4
合計	焼却量	t	1,150.2	1,010.1	1,267.9	1,019.8	1,114.6	1,082.9	1,111.8	1,074.2	929.0	0.0	0.0	9,760.5

2 燃焼室中の燃焼ガスの温度、集じん器に流入する燃焼ガスの温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

区分	単位	管理基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
燃焼室中 燃焼ガス 温度*1	1号炉	°C	842	839	827	813	815	832	846	856	877				838.6
	2号炉	°C	831	850	840	835	821	850	843	834	862				840.7
集じん器 流入ガス 温度*2	1号炉	°C	184	184	184	184	184	184	184	184	184				184.0
	2号炉	°C	184	184	184	184	184	184	184	184	184				184.0
排ガス中 一酸化炭素 濃度*3	1号炉	ppm	10.2	5.9	6.4	1.0	1.3	1.9	0.3	0.8	0.0				3.1
	2号炉	ppm	13.6	6.9	4.7	10.3	13.1	5.1	3.8	10.0	3.8				7.9
備考	測定結果数値は、毎日の連続測定、記録による全ての日平均値の月平均値														

測定位置：*1燃焼室出口 *2集じん器入口 *3集じん器出口 別紙「仲善クリーンセンター焼却施設維持管理状況測定場所」参照のこと

【用語解説】

ppm(パーセント・パー・ミリオン)は、100万分のいくらかであるという割合を示す単位。主に温度を表すために用いられる。「parts per million」の頭文字をとったもので、100万分の1の意。

3 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばい塵の除去を行った年月日

区分	1号炉							2号炉							
冷却設備 (ガス冷却室・空気冷却器等)	5/2	5/30 ~ 6/2	7/4	8/1 ~ 8/4	9/5	10/3 ~ 10/7	11/14	5/2	5/30 ~ 6/2	7/4	8/1 ~ 8/4	9/5	10/3 ~ 10/7	11/14	
排ガス処理設備 (集じん器)	通常運転時に適時実施							通常運転時に適時実施							

4 排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上測定)

区分	法定基準値	管理基準値	単位	1号炉	2号炉
排ガスの採取 年月日	/	/	/	H28.9.8	H28.9.8
結果の得られた 年月日	/	/	/	H28.10.25	H28.10.25
ダイオキシン類 濃度	10	5	ng-TEQ /m ³	0.034	0.017

採取位置：集じん器出口 別紙「仲善クリーンセンター焼却施設維持管理状況測定場所」参照のこと

【用語解説】

1ng(ナノグラム)…10億分の1グラム

TEQ…ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンソパラジオキシン類の毒性等量に換算した量として表した符号

5 ばい煙量又はばい煙濃度(1回/6ヶ月以上測定)

区分	法定基準値	管理基準値	単位	1号炉		2号炉	
				1回目	2回目	1回目	2回目
排ガスの採取 年月日	/	/	/	H28.5.17	H28.11.16	H28.5.17	H28.11.16
結果の得られた 年月日	/	/	/	H28.5.27	H28.12.1	H28.5.27	H28.12.1
ばい煙濃度	0.25	0.05	g/m ³	0.003	0.003	0.003	0.003
硫酸酸化物の量	K値 17.5	3686	ppm	0.5	0.5	0.5	0.5
窒素酸化物濃度	250	150	ppm	52	73	78	59
塩化水素濃度	430	100	ppm	2.3	0.6	0.7	1.3

採取位置：集じん器出口 別紙「仲善クリーンセンター焼却施設維持管理状況測定場所」参照のこと

※硫酸酸化物の基準値は、K値規制(地域規制)が総量規制のため、排出ガス温度、排出ガス量及び排出ガス流速により変化するため、管理基準値にはppm(濃度)を用いる。